

福岡大学附属大濠高等学校同窓会 会議に関する細則

会則(第5章及び第7章)による会議に関する細則を次のように定める。

(会議の種類)

第1条 議決を伴う本会の会議は次のとおりとする。

- 1 代議員会
- 2 理事会

(会議の構成員と定数)

第2条 代議員会は代議員を構成員とし、過半数の出席を以って成立する。但し、委任状は出席とみなす。

- 2 理事会は理事を構成員とし、過半数の出席を以って成立する。但し、委任状及び議決権行使書は出席とみなす。

(委任状及び議決権行使書)

第3条 会議にてやむを得ず欠席する場合には、委任状又は議決権行使書を提出するものとする。

- 2 会議においては当該議事につき議決権行使書を以ってあらかじめ意思を表した者は出席者とみなす。

(発言権)

第4条 会議では議長が指名した者とする。

(表決権)

第5条 会議は出席した者1人につき1とする。但し、委任状又は議決権行使書により当該議事につきあらかじめ意思表示があれば議長はこれを1とする。

- 2 会則第19条第1項及び第31条の決議に際し、可否同数の場合には議長の決するところによるものとする。

(専決処分)

第6条 天災その他の事由により、その時期に会議を開催することができない状況が生じた場合には、本会会則第14条に記載されたものを除き、会務の執行にあたって必要なものについては、会長が専決処分出来るものとする。

- 2 前項の規定による専決処分については、会長は次の代議員会においてこれを報告しなければならない。

(会議の同席)

第7条 会議には構成員の他、会長が必要と認めた顧問・事務局員が参加することができる。但し、議長の指名により発言はできるが、表決権はこれを持たない。

(監事)

第8条 会議には監事は1名以上参加することができる。

(改廃)

第9条 この細則は理事会の議決を経なければ変更することができない。

(付則)

第10条 この細則は平成26年5月17日より施行する。

第11条 この細則は令和2年9月24日より施行する。